

これからのよてい  
2016年10月14日(金)  
**第2回シンポジウム**  
エポック中原

engokai news  
**援護会ニュース**  
2016.9.15 [kengokai.sakura.ne.jp/](http://kengokai.sakura.ne.jp/)

公益財団法人 神奈川県社会復帰援護会  
本部事務局  
〒211-0034 川崎市中原区井田中ノ町41番7号  
TEL(044)751-2756 FAX(044)789-9749  
地域活動支援センター オアシス井田  
〒211-0034 川崎市中原区井田中ノ町41番7号  
TEL(044)789-9743 FAX(044)789-9749  
地域活動支援センター パンブーハウス  
〒213-0014 川崎市高区新井6丁目16-23 フォーブル新城  
TEL・FAX(044)852-0660  
精神障がい者就労移行支援センター かわさきかわさき@Job  
〒211-0042 川崎市中原区下新城2-1-25 ヒロヤマビル2F  
TEL(044)777-1820 FAX(044)750-8540

# 2016/8/31 創立40周年記念シンポジウム 「障害者差別解消法を理解するために」開催



本年度で創立40周年を迎える公益財団法人神奈川県社会復帰援護会は、これを機会に、私たちが「障がいを持つ人達」との関わりの原点、立脚点などを今一度見直すきっかけとして、そして弱い立場の人、障がいを抱えている人たちが当たり前前に生きていける社会であることも確認していきたいと願うシンポジウムを計画いたしました。

「障害者差別解消法を理解するために」と題し、8月31日溝口のでくのかわさきホールにて第1回目を約60名の参加の下開催、講師として、当会外部苦情対応委員の四谷総合法律事務所・内藤隆弁護士と、川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課課長補佐の神林高之様をお迎えいたしました。

最初に講演された内藤弁護士は、80年代に起こった宇都宮病院事件をきっかけとして精神医療現場での人権が考えられるようになったことなどを歴史的背景とし、米国での「障害を持つアメリカ国民法」などの影響の元、今回の障害者差別解消法が成立していったが、歴史的にも深い差別にさらされてきた精神障がい者には未だに不十分なものでもある等とお話されました。

引き続き、川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課課長補佐の神林高之様より、「障害者差別解消法」に川崎市がどのように取り組んでおられるのか、又川崎市の相談体制相談窓口などの具体的項目をお話いただきました。

講演後、福祉事業所などへの「消除法」の適用を柔軟に対応していただけないかなどの参加者よりの活発な質疑がありました。



最初は講演された内藤弁護士は、80年代に起こった宇都宮病院事件をきっかけとして精神医療現場での人権が考えられるようになったことなどを歴史的背景とし、米国での「障害を持つアメリカ国民法」などの影響の元、今回の障害者差別解消法が成立していったが、歴史的にも深い差別にさらされてきた精神障がい者には未だに不十分なものでもある等とお話されました。

## 第2回目は10月14日(金) エポック中原!

今回は、10月14日(金)にエポック中原で、13時30分より開催されます。福祉事業所の職員が、「弱い立場の人」「障害を持つ人達」にどのように関わっていけばよいのか。日々苦闘する現場の職員の声を中心に、討論していければと思っております。是非ご参加くださいますようお願いいたします。

### 創立40周年記念シンポジウム

#### 「障害者差別解消法」を理解するために

障がいをもつ人(私たちが)ができる「合理的配慮」は何か?

**第1回**

2016年  
**8月31日(水)** 13:30~16:30

てくのかわさきホール(2F)  
(川崎市生活文化センター) 1-6-10  
(044)751-1090

法律専門と行政専門の「障害者差別解消法」の意味と解説  
講師 当会 対応委員会 内藤隆(弁護士)  
内藤隆(弁護士) (四谷総合法律事務所)  
講師 「障害者差別解消法」の趣意と目的  
川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課

**第2回**

2016年  
**10月14日(金)** 13:30~16:30

エポック中原 大会議室(7F)

「障害者差別解消法」の対応を如何に考えていくか?  
— 福祉事業所にとって「合理的配慮」とは? —  
当学者(福祉関係事業所職員)によるパネルディスカッション  
パネリスト 医療従事者(予定) パネリスト 学識経験者(予定)

**第3回**

2017年  
**2月3日(金)** 13:30~16:30

エポック中原 大会議室(7F)

「障害者差別解消法」に期待するもの  
当学者(福祉関係事業所職員・福祉関係事業所を利用する障がい者)によるパネルディスカッション  
パネリスト 医療従事者(予定) 行政窓口担当者(予定)

主催：公益財団法人 神奈川県社会復帰援護会  
〒211-0034 川崎市中原区井田中ノ町41番7号 TEL(044)751-2756 FAX(044)789-9749  
後援：川崎市・川崎市社会福祉協議会

# 第19回ボウリング大会 オアシス井田2連覇!!



公益財団法人神奈川県社会復帰援護会主催による第一九回ボウリング大会が、今年も七月十三日(水)、タチバナポウルにおいて、市内の精神障がい者の交流と親睦を目的に開催されました。

応援の方達も含めて集まった人数は総数約二〇〇名。二五団体三十三チームが参加し、日頃の成果を競いました。

一ゲーム終了後の結果で多くの賞品がでる「お楽しみ賞」は今年も少し増えましたが、いかがでしたでしょうか。

二ゲーム後の個人賞と団体戦の発表では、大会史上初めて2連覇を達成したチームが出



来賓ご挨拶。右田課長様

ました。なんと「オアシス井田」がその偉業を達成したのです。

「オアシス井田」の皆さん。おめでとうございました。他のチームの皆さんも、来年こそ優勝をめざして頑張ってください。

来年は、二十回目の記念大会です。皆さん、ご期待ください。



選手宣誓!!

## 新規地域活動支援センター

# 「ワーキングサポート中原(仮称)」10月開設予定!!

公益財団法人神奈川県社会復帰援護会は、今回「働く精神障がい者に特化した生活支援を土台とした」新規地域活動支援センターを開設いたします。

①生活習慣を整え、リズムを作る場  
そこで最も自分に合った生活リズムを作っていくきます。また、生活習慣改善、栄養重視という視点での食事へのアドバイスも適宜行います。

②自分のこころの状態、体の状態を知る場  
自律訓練法、病気への知識、病気と症状の違い、良質な睡眠への環境づくり、良質な栄養摂取方法等を「Kシート」を手がかりとして行っていきます。

③ストレス対処能力を向上する場  
新しい環境に入ってストレスが溜まってきた時に、ケアできるかどうか大きなポイントです。

④対人関係能力の向上する場  
社会人マナー、社交性向上、個別の面談等によって、「自信と自尊、心」を回復、対人関係トレーニング、解決志向トレーニング等で、みんな違ってそれでいいという環境作りを行います。

⑤ストレス環境のコントロール  
職場、住まい、環境の見直し、大切な他者関係(家族関係、パートナー)を見直すことで、ストレス環境をコントロールするきっかけにして、上手な「休み方」が出来るようになります。《癒し》の時間「ヒーリングタイム」を提供していくことで、明日への「働く」の糧としていきます。

当会は精神に障がいを持つ人達の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図るために、2つの地域活動支援センターと就労移行支援事業所、就労援助事業を運営しております。こうした関連から「働く精神障がい者に特化した地域活動支援センター」の開設を決定いたしました。是非ご利用ください。